

議会議務局長は、 鳥越議員に誤った資料を与えて、賛成討論に誘導した。

個人インタビューにおける議会議務局長の発言

吉岡：まーそういうことですよ、それとね、それともう一つ聞きますね、あの一、問責決議を取る時に、鳥越議員が読み上げましたよね、「行政機関の保有する情報の公開に関する・・・」

木林：あー、はいはい

吉岡：ありましたね、あれは木林さんが提供したんでしょ。

木林：聞かれれば提供します。

吉岡：あ、そう、どういう風に聞かれたんですかね

木林：どうしたかは記憶にないですけど、一応提供したのは私の方からです。

吉岡：そうですね、いや、だろうと思ったんだ

木林：あのこれ渡してこれ読めなんて私はそれはやらないですけど。

吉岡：あーそうですか

木林：はい、それはそれはやらないですよ、そんな、それこそおかしいことじゃないですか、それやると。

吉岡：おかしいでしょ

木林：はい、それはおかしいですよ、でも聞かれたら、それは資料は渡しますよ。

吉岡：うん、でもその資料が適切か

木林：うーん、適切じゃないかどうかとかっていうのは、考え方は合ってると思いますけどね。

吉岡：いやいや、だって今回についての

木林：いや、その議論をすると長くなるんで、私そういった議論はここではしたくないですよ、合ってるかどうかとかっていう、そもそもの認識がだって皆さん違うわけじゃないですか

鳥越議員の「知ったかぶり議会発言」を見てみましょう

(鳥越議員の「問責賛成」討論) 令和元年・・・12月議会(議事録)

『私たち議員は経済常任委員会ではありません。私も経済常任委員ではありません。しかしデータはもらっております。ただ経済常任委員会は、先ほども委員の方がおっしゃっていたように、①まだ開かれておりません。であるにもかかわらず、そのデータと思われる数字をホームページに書き込んであったことを踏まえて②『行政機関の保有する情報の公開に関する法律』というものがあります。その5条5項に国の機関、独立行政法人等地方公共団体及び地方独立行政法人の内部または、相互における審議、検討、または・・・という条文に基づいて(問責決議の) 発議に賛成いたします。』

(1) 法律の条文の意味がわかっていないのではないか？

この法律の目的は、「行政機関が保有する行政文書の開示を請求する国民の権利について定めたもの」であること。その際の行政機関とは、内閣、法務省・・・から、村役場まで含まれます。

鳥越議員の言う **5条5項とは・・・**

この法律の「5条5項」の条文に、「行政機関の長は、・・・」と、まずありますが、これを役場サイドで言えば、「町長は・・・」ということになります。

そして、**その行政機関の長（町長）が、『開示義務から除外された行政文書』の事項を述べたのです。そもそも、議員は行政機関に属しません。**

(吉岡のコメント)

私のホームページの内容は、公開された（傍聴の許された）会議（経済常任委員会）で明らかにされた内容を批判的にコメントしたものです。それは、私の議員としての「**自由な政治活動**」に属することです。

鳥越議員が読み上げたこの法律の『5条5項』の対象にはならないものでした。おそらく、議会事務局長から教えられるままに、読み上げたと思われますが、明らかな判断ミスです。

心底に、重金属を含む汚泥肥料を不法投棄をした土地所有者をかばおうとする動機があつてのことか知りませんが、今回の失態を大いに恥じてほしいものです。

もう一点。鳥越議員の「勘違い」発言。(認識不足発言)

また、鳥越議員は、次のようにも発言しています。

「経済常任委員会が、まだ開かれていないのにそのデータと思われるような数字をホームページに書き込んであった」

とんでもない「認識不足」です。

反論 「経済常任委員会が、まだ開かれていない」のではなく、「既に開かれた」経済常任委員会』を傍聴して、その内容を批判的に「論評」したのです。

※「傍聴が許され公開された」会議とは、傍聴者に新聞記者がいる場合もあり、

そのため、時には、批判的コメントをつけた新聞記事になる場合もあるのです。それと同じことです。

自分で調べ、自分で考える習慣のない3人の大根役者が、議会議務局長の「脚本」の下で踊らされた？